

公文書公開決定等の期限特例通知書

総国第206号  
平成21年9月18日

㈱データ・マックス 児玉 直 様

実施機関 福岡市長 吉田 宏

平成21年9月9日の公文書の公開請求については、福岡市情報公開条例第13条を適用することとし、次のとおり特例的に公開決定等の期限を定めましたので通知します。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	アジア文化賞委員会に関する全ての文書 (支出に関する文書を除く)	
福岡市情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等の期間	平成21年9月10日 から 平成21年9月18日 まで	
公開請求に係る公文書のうちの相当の部分について公開決定等をする期間及びその部分	期間	平成21年 9月10日 から 平成21年10月13日 まで
	部分	公開請求に係る公文書1件
福岡市情報公開条例第13条を適用する理由	9月に福岡アジア文化賞公式行事があり年内で最も繁忙期であるため、条例第12条第2項の期間内の処理では、事務の遂行に著しい支障が生じる。また、受付番号570号の公開決定期限を平成22年9月28日としており、その後、本公開請求の事務に取りかかるが、支出以外の全ての文書であり、相当の作業期間を要するため。	
残りの公文書について公開決定等をする期限	平成24年9月28日	
事務担当課	総務企画局国際部国際課福岡アジア文化賞室 電話(092-711-4930) 内線(1342)	